

附属書六（第五章関係） 第六十九条21に規定する投資紛争の解決に関する追加的な規定

第五十八条(c)及び(h)の規定にかかわらず、日本国の投資家によりインドネシアの関係法令に基づいて設立され、又は組織される企業は、当該企業とインドネシアとの間の紛争であつて、インドネシアの区域内にある当該企業の投資財産についてのものに関し、第六十九条の規定の文脈において、日本国の投資家とみなされる。したがつて、当該企業とインドネシアとの間の紛争に関し、当該企業は、同条に規定する「紛争投資家」として同条に定める手続を利用することができる。